

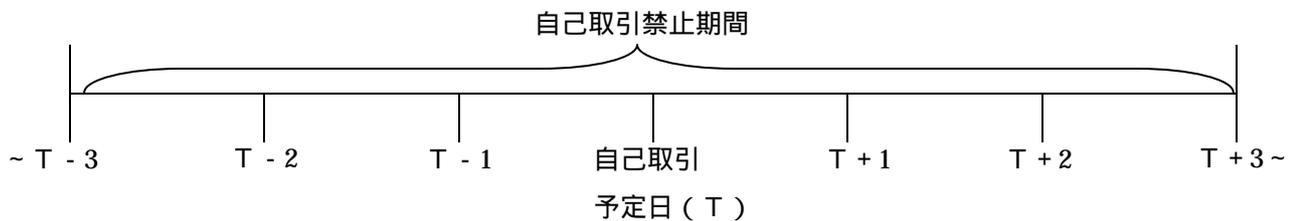
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則  
第7条第2項に定める「自己取引禁止期間」について

規則第7条第2項では、ファンド・マネジャー等の自己取引禁止期間を定めておりますが、当該自己取引禁止期間を図示すると以下の通りとなりますのでご留意下さい。

株式等の運用及び調査等に関与する役職員等が行う株式等の自己取引に係る社内規則には、自己取引禁止期間として以下の内容を踏まえた期間を定める必要があります。

1. ファンド・マネジャー、トレーダーの自己取引禁止期間（規則第7条第2項第1号）

(1) 第1号本文に定める期間



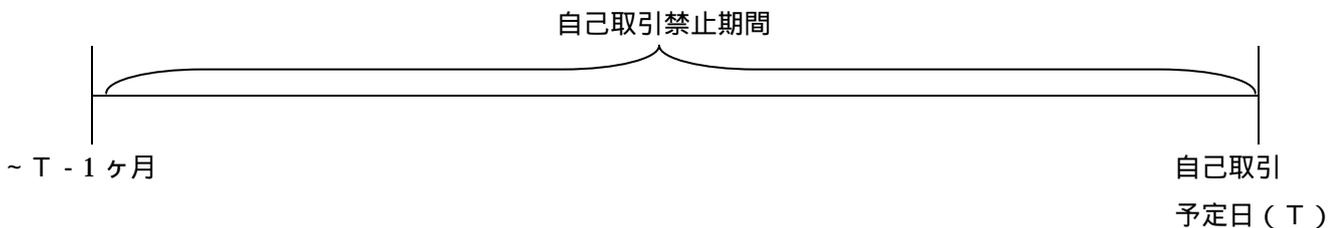
(2) 第1号ただし書に定める期間



承認の有効期間をN日間としている(2.(2)について同じ。)

2. アナリストの自己取引禁止期間（規則第7条第2項第2号）

(1) 第2号本文に定める期間



(2) 第2号ただし書に定める期間

